八　船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉であつて研究開発段階にあるものの運転計画に関する規則（昭和四十七年総理府令第二号）　別表第八
九　核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）　別表第九
十　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）　別表第十
十一　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）　別表第十一
十二　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）　別表第十二
十三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）　別表第十三
十四　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）　別表第十四
十五　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）　別表第十五
十六　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）　別表第十六
十七　特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則（平成十二年総理府令第百二十四号）　別表第十七
十八　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）　別表第十八
十九　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）　別表第十九

第二条　前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるものように改めること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

附　則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

別表第一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（別記） **様式第１**（第４条関係） 運転計画 年　月　日 原子力規制委員会　殿 住　所 氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） ［略］ 注　［略］ 備考１　［略］ ２　この表は、試験研究用等原子炉ごとに作成すること。 ［削る。］ **様式第２**（第18条関係） 年度　期放射線管理等報告書 年　月　日 原子力規制委員会　殿 住　所 氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	（別記） **様式第１**（第４条関係） 運転計画 年　月　日 原子力規制委員会　殿 住　所 氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞ ［同上］ 注　［同上］ 備考１　［同上］ ２　この報告書は、試験研究用等原子炉ごとに作成すること。 ３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 **様式第２**（第18条関係） 年度　期放射線管理等報告書 年　月　日 原子力規制委員会　殿 住　所 氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞